

監査公表第 14 号（令和 4 年 9 月 9 日、県公報第 331 号登載）

令和 3 年 9 月 28 日から令和 3 年 12 月 23 日実施 財政的援助団体等監査結果に基づく措置通知（令和 3 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した財政的援助団体等監査の結果（令和 4 年 2 月 14 日 3 監総第 596 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 9 月 9 日

福岡県監査委員	藤	山	泰	三
同	世	利	洋	介
同	森		行	一
同	大	島	道	人

福岡県監査委員 藤山泰三殿
同 世利洋介殿
同 森行一殿
同 大島道人殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

所管部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・ 県民生活部	取得価額10万円以上の物品について、台帳に基づき、ラベルを貼付し実査による現物確認をすべきところ、行っていないかった。	令和3年12月に確認作業を完了し、廃棄されていることが確認された物品については資産台帳から削除した。 また、令和4年3月に資産管理のルールを明確化し、物品の取得・廃棄・設置場所の移動等があった場合には、その都度、登録変更のための申請書を財務担当部署に提出させ、当該部署で情報を集約し資産台帳を更新することとした。その上で、毎年、更新した資産台帳と現物との照合を行うこととした。 さらに、上記資産管理のルールについて、毎年度、現物確認時に全職員に周知を行い、当該ルールの遵守を徹底させることとした。